

青色申告

蒲田会報

No. 821

令和5年10月号

ホームページのパスワード

j7ns

発行人 江川 慎郎

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-airo.or.jp

青色申告普及

秋の入会キャンペーン!!

10月1日から11月30日までの2カ月にわたり「青色申告普及・秋の入会キャンペーン」を実施します。

事業を営んでいる方や不動産収入のある方で、青色申告会の会員になられていないお知り合いの方をご存知でしたら、入会を勧めたいかどうか、事務局までご紹介くださいますようお願いいたします。入会された方々に「青色申告会に入って良かった」と思っていただけけるよう、役員・職員一丸となつて取り組んでまいりますので、会員の皆さまにはご協力をお願いいたします。

青色申告の主な特典

- 1 青色申告特別控除
- 2 青色専従者給与の必要経費算入
- 3 純損失の繰越し・繰戻し 等

青色申告会の事業案内

- 1 会報等の配付
税情報や経営情報等をお届けします。
- 2 記帳指導
ご希望に合わせて簡易簿記または複式簿記の記帳の仕方を個別指導しています。
税務署への届出書の作成等の指導や、複式簿記講習会・記帳確認会等も実施しています。
- 3 確定申告指導会
税理士会の協力を得て、所得税・消費税の決算・申告指導を行っています。

- 4 源泉所得税・年末調整指導会
従業員・青色事業専従者の源泉所得税・年末調整の指導を行っています。

5 会員福利・レクリエーション

会員限定の青色共済・東京青色傷害保険・東京青色がん保険等の紹介をしております。また、アメリカンファミリー保険、関東自動車共済等の団体割引や小規模企業共済・中小企業退職金共済・経営セーフティ共済等の取扱いをしております。

日本旅行の企画商品の7%引きや、ラフォーレ倶楽部の会員利用等の特典を受けられます。

6 家づくりサポート

青色申告会がパナソニックホームズ・旭化成ホームズと提携し、会員限定のさまざまな特典をご用意し、住まいづくりをサポートします。

7 融資の紹介

東京商工会議所の経営改善資金（マル経融資）等の融資を紹介しています。

8 その他

（二社）東京青色申告会連合会開催の無料法律相談を利用できます。お一人30分を目安にご相談できます。

※前記以外にも様々な活動を行っておりますので、ご質問等ございましたら、事務局までお問合せください。

会員紹介キャンペーン実施中

①入会者には、青色申告会会員必携（個人事業者のための冊子）②入会者をご紹介いただいた方には、東京デイズニードリゾートパスポート割引券（2,000円分）をプレゼントいたします。

【会員募集中・お知り合いをご紹介ください】

消費税の確定申告書を作成するためには、日々の記帳が重要です！

令和元年10月1日から実施されている消費税の軽減税率制度に加え、令和5年10月1日からは新たにインボイス制度（適格請求書等保存制度）が実施されます。

日々の記帳や集計表等を工夫することで、消費税の申告書を円滑に作成することが出来ます。簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためのインボイスの保存は不要となりますので、検討しましょう。一般課税で仕入税額控除の計算をするためには、インボイスの保存と記帳が必要となりますので、以下、ご確認ください。

◆ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か確認しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- 一定規模以下の事業者は、1万円未満の取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられるため、インボイスの保存が不要です（ただし、経過措置終了後である令和11年10月1日以降の取引はインボイスが必要となります。）。

◆ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けているか確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

◆ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号の有無で区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

◆ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）。

《例》

① 領収証・請求書の交付を受けた

| A 納品書・請求書 | |
|---------------------------|---|
| 浦田太郎様 | (株) ブルー商事 住所：☆☆☆☆☆☆☆☆ 登録番号 T1234567890123 |
| 令和5年10月1日 | |
| 請求金額 20,820円 | |
| ミネラルウォーター2ℓ5ケース※・・・4,320円 | |
| ビール 3ケース・・・・・・・・・・16,500円 | |
| 合計額 19,000円 消費税額 1,820円 | |
| 10%対象 15,000円 消費税 1,500円 | |
| 8%対象 4,000円 消費税 320円 | |
| ※は軽減税率対象であることを示します | |

| B 領収書 | |
|--------------------------|---------------------|
| 浦田太郎様 | ホワイト酒店 住所：★★★★★★ |
| 令和5年10月2日 | |
| スナック菓子 50個※・・・5,400円 | |
| ウイスキー 5本・・・・・・・・・・9,900円 | |
| 合計 15,300円 | |
| 10%対象 9,900円 うち消費税 900円 | |
| 8%対象 5,400円 うち消費税 400円 | |
| ※は軽減税率対象であることを示します | |

| C 領収書 | |
|----------------------|------------------------|
| 浦田太郎様 | レッドドリンク 住所：■■■■■■■■ |
| 令和5年10月3日 | |
| プレミアム焼酎 1本・・・22,000円 | |
| 合計額 22,000円 | |
| (内、消費税額 2,000円) | |

| D 領収書 | |
|------------------------|------------------------|
| 浦田太郎様 | フルーツみどり 住所：▲▲▲▲▲▲▲▲ |
| 令和5年10月5日 | |
| 果物盛合せ※・・・・・・・・・・2,160円 | |
| ガラス器レンタル料・・・・・・・・110円 | |
| 合計 2,270円 | |
| 10%対象 110円 | |
| うち消費税 10円 | |
| 8%対象 2,160円 | |
| うち消費税 160円 | |
| ※は軽減税率対象であることを示します | |

※インボイスを受領したら「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で「登録番号」を入力し、その登録番号に係るインボイス発行事業者に関する公表事項を確認することが必要となります。

② 記帳する 《仕入帳》

| 年 | 月 | 日 | 摘 要 | 金 額 | 10% | | | 軽減税率8% | | | 消費税のかか らないもの | 累計額 |
|-----|----|---|--|--------|--------|--------|------------------|--------|--------|------------------|-----------------|--------|
| | | | | | インボイス有 | インボイス無 | | インボイス有 | インボイス無 | | | |
| | | | | | | 1万円未満 | 1万円以上 (80%適用) | | 1万円未満 | 1万円以上 (80%適用) | | |
| R5 | 10 | 1 | 掛仕入 ㈱ブルー商事 ミネラルウォーター 5ケース ビール 3ケース | 20,820 | 16,500 | | | 4,320 | | | | 20,820 |
| | | 2 | 現金払 ホワイト酒店 スナック 50個 ウイスキー 5本 | 15,300 | | | 9,900 | | | 5,400 | | 36,120 |
| | | 3 | 現金払 レッドドリンク プレミアム焼酎 1本 | 22,000 | | | 22,000 | | | | | 58,120 |
| | | 5 | 現金払 フルーツみどり 果物盛合せ 器レンタル | 2,270 | | 110 | | | 2,160 | | | 60,390 |
| 合 計 | | | | 60,390 | 16,500 | 110 | 31,900 | 4,320 | 2,160 | 5,400 | 0 | |

- Ⓐ 国税庁のサイトで「登録番号」を確認し、4,320円を軽減税率8%のインボイス有欄に、16,500円を10%のインボイス有欄に記入します。
 - Ⓑ 5,400円を軽減税率8%のインボイス無の1万円以上(80%適用)欄に、9,900円を10%のインボイス無の1万円以上(80%適用)欄に記入します。※1
 - Ⓒ 22,000円を10%のインボイス無の1万円以上(80%適用)欄に記入します。
 - Ⓓ 2,160円を軽減税率8%のインボイス無の1万円未満欄に、110円を10%のインボイス無の1万円未満欄に記入します。※2
- ※1 インボイスではない領収書の合計額が税込1万円以上なので、令和8年9月30日までの特例の80%控除を適用する旨の記載をします。なお、税込1万円は、一回の取引の金額で判定します。商品ひとつずつの金額では判定しませんのでご注意ください。
- ※2 インボイスではない領収書の合計額が税込1万円未満なので、令和11年9月30日までの特例の100%控除を適用できます。

③ 消費税(一般課税)の内訳書を作成する 《消費税(一般課税)の内訳書》

| 青色申告決算書 | E | | F | G(E-F) | うち、標準税率10%適用分 | | | うち、軽減税率8%適用分 | | | チェック | |
|----------|------------------------|------|-------------------------|-----------------------|----------------|------------------|------|----------------|------------------|-------|-------|---|
| | 決算額のうち 10月~ 12月分 | チェック | Eのうち消費 税のかからな いもの | Eのうち消費 税のかかるも の | インボイスの あるもの | インボイスのないもの | | インボイスの あるもの | インボイスのないもの | | | |
| | | | | | | 少額取引(1 万円未満)分 | 左記以外 | | 少額取引(1 万円未満)分 | 左記以外 | | |
| 売上(収入)金額 | 円 | | 円 | 円 | | | | 円 | | | | |
| 売上原価 | | | | | | | | | | | | |
| 期首商品棚卸高 | | | | | | | | | | | | |
| 仕入金額 | 60,390 | ○ | 0 | 60,390 | ○ | 16,500 | 110 | 31,900 | 4,320 | 2,160 | 5,400 | ○ |
| 小計 | | | | | | | | | | | | |
| 期末商品棚卸高 | | | | | | | | | | | | |
| 差引原価 | | | | | | | | | | | | |

インボイス制度により、初めて課税事業者になる方や、既に課税事業者で申告の仕方が一般課税の方は、記帳状況等の確認をいたしますので、電話予約の上、ご来局ください。

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

★国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要(信用保証協会の保証も不要)の融資制度です。

【限度額】2,000万円

【利率】1.25%(2023年9月1日現在)

【融資対象】

- ・従業員20人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下)の法人・個人

【使 途】事業資金(運転・設備資金)

【返済期間】運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。

※一定の要件を満たす設備資金については上記金利より当初2年間0.5%引下げとなります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、2024年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで

TEL 03 (3734) 1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

経営上でお悩みの時
窓口専門相談をご利用ください

- ・法律相談・税務相談・労務相談

《予約制・無料》
※本相談は経営に関する相談に
限定しております。

都税だより

☆10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、「環境汚染」「エンジントラブル」「不正競争」の原因にもなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため、調査の手掛かりを探しています。不正軽油に関する情報をお持ちの方は、不正軽油110番(0120-231-793)へご連絡ください。

また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

詳しくは、東京都主税局課税部調査査察課(03-5388-2957)へお問い合わせください。

☆都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納税できます。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

【お問い合わせ先】

大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

税制改正要望運動にご協力をお願いします!!!

青色申告会では、毎年、固定資産税と都市計画税の軽減措置を継続することの運動要望を行っています。

今、継続の要望を行わないと、今年度限りの軽減措置となってしまいます。

私たちの声を東京都議会に届けるため、ご地域の都議会議員の先生方に、お手持ちのスマートフォンから、下記の2次元コードを読み取っていただき、この「陳情運動」を届けて、要望の実現を目指しましょう。

要 望 事 項

私たちは、下記の軽減措置が、令和6年度も継続して適用されることを要望します。

- 1 小規模住宅用地の都市計画税を2分の1に軽減すること。
- 2 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額すること。
- 3 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げること。

※昨年度までは、はがきでの陳情活動を行っていましたが、今年度から電子化の陳情活動に変更しました。

※皆様からの声は、青色申告会から議員の先生方にお届けします。

こちらから



一般社団法人

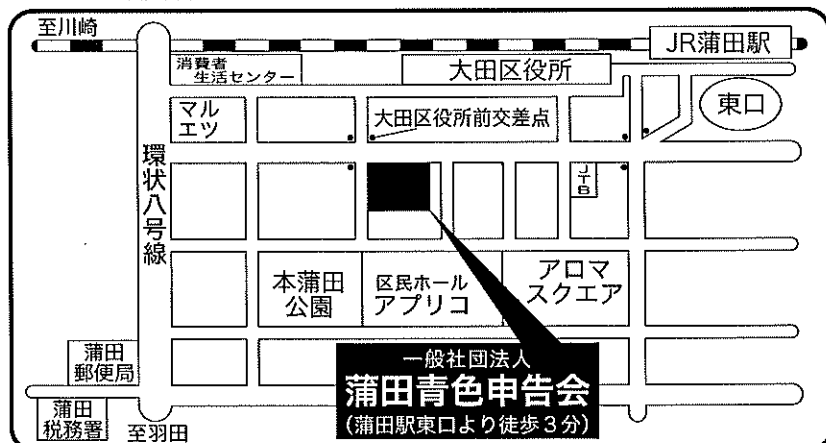
蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円

(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



九月 事業報告

五日・六日 「会計ソフトを利用した記帳指導」業務 事務局

六日 「説明会方式による記帳指導」業務 事務局

一三日 大田区区長・議長陳情・大田区役所 事務局

一〇日 執行部会 事務局

二〇日 蒲田税務五団体連絡協議会 事務局

二五日～二九日 「会計ソフトを利用した記帳指導」業務 事務局

二五日～二九日 令和5年入会者個別記帳指導 事務局